

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成17年10月27日(2005.10.27)

【公開番号】特開2000-81055(P2000-81055A)

【公開日】平成12年3月21日(2000.3.21)

【出願番号】特願平10-254255

【国際特許分類第7版】

F 16 D 41/06

【F I】

F 16 D 41/06

E

【手続補正書】

【提出日】平成17年9月1日(2005.9.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

上述の様に構成するラジアル転がり軸受付ローラクラッチ1は、1対のラジアル転がり軸受3a、3bにより、上記保持部材と上記軸8とを相対回転自在に支持しつつ、前記ローラクラッチ2の働きにより、上記外輪4を内嵌固定した保持部材と上記軸8との所定方向の回転力のみを伝達する。例えば、図2で外輪4が固定で軸8のみが回転すると仮定すれば、この軸8が同図の時計方向に回転する場合には、上記各ローラ5がこの軸8の外周面から受ける力に基づき、上記各ばね6、6の弾力に抗して、上記各凹部10が深くなつた側に変位する傾向になる。そして、上記各ローラ5が、上記円筒状隙間17内で転動可能な状態となって、上記外輪4と軸8との間で回転力の伝達が行なわれなくなる、所謂オーバラン状態となる。反対に、この軸8が図2の反時計方向に回転する場合には、上記各ローラ5が、上記軸8の外周面から受ける力と上記各ばね6、6の弾力に基づき、上記各凹部10が浅くなつた側にくさび状に食い込み、上記外輪4と軸8とを一体的に結合して、これら外輪4と軸8との間で回転力の伝達を自在とする、所謂ロック状態となる。